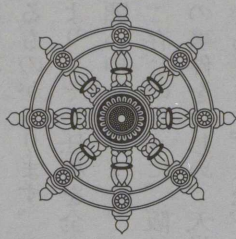


1961年1月16日第3種郵便物認可 1996年4月1日 第417号 (毎月1回1日発行1部50円)

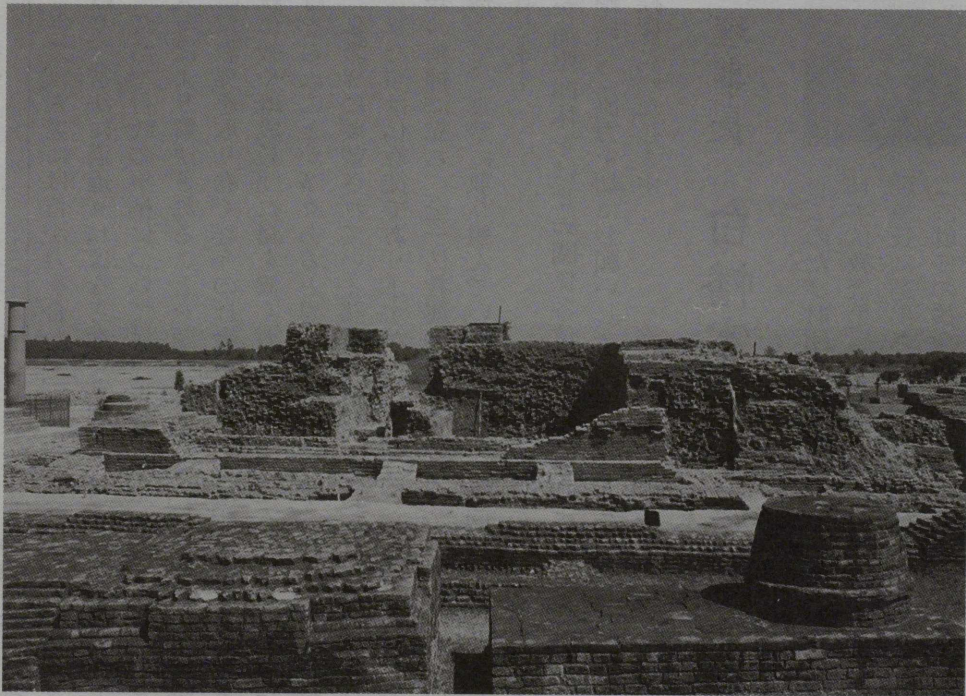
(加盟団体関係者の購読料については、
負担金に含まれている。)



全 仏

仏暦2539年4月
(1996年)

NO. 417



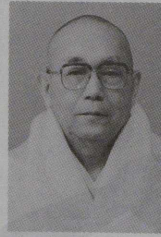
発掘調査を終了したマヤ堂遺跡全景
(6～7面に写真)

財団 全日本仏教会
法人

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

就任ご挨拶

会長 高井隆秀



このたび中村康隆浄土門主猊下に継いで本会二十二期の会長に推戴されました。もとよ

り浅学非才ともその任ではなく、内心忸怩たるものがあります。どうか皆様のお力添えにより、その任務を全うしたく何卒よろしくお願ひ申し上げます。

ご存じのように、阪神・淡路大震災やオウムの事件をはじめ、天災、人災ともに多事多難であります。また、政治や宗教にかかわる諸々の問題も多く巷間を騒がし、経済の停滞と相俟って、人々のこころは猜疑と失望に支配されているかのようであります。

天災には一日も早い復興と被災した方々の自立、そして、そのための施策を望んでやみません。もちろん仏教者たるものは、他人の苦しみや悲しみを我がこととして、感謝と慈悲の念をもって手をさし伸べ、励まし合っただいかならばなりません。今風にいうならば「ボランティア」とはこういうことではないでし

ようか。さて、人災には皆が力を合わせ、人知をしぼり、解決に邁進せねばならないと思えます。政治や行政の事柄については、その要路の人々により解決されることを望みますが、殊に宗教界を取り巻く昨今の社会情勢には、伝統仏教や既成教団に籍を置く者も襟を正さねばならぬことが多々あると思えます。

いま、仏教界に要望されている諸問題については、私たちは仏教徒でありますから、中庸と和合の精神に立ち、全一仏教運動の基本に立ち帰って、真摯に取り組んでいくことが肝要と存じます。

どうか加盟団体をはじめ関係各位のご指導、ご鞭撻、ご協力を切にお願ひしまして、就任の挨拶といたします。 合掌

理事長 白幡憲佑



このたび財団法人全日本仏教会第二十二期理事長に選出され、ここに就任の挨拶を申し上げます。

戦後も五十一年を経たわが国社会は政治・

経済をはじめ各分野に於いて大きな変革期を迎えています。とりわけ宗教界に対する社会よりの強い注視は厳しいものがあります。旧冬に国会にて可決された宗教法人法一部改正は本年より施行され、更に政教分離基本法案（仮称）が検討されています。この法案は「信教の自由を保障している憲法二十条」の解釈に大きな影響をもつものであります。また本年度税制大綱に記載される宗教法人の収益事業以外の収支決算書を税務当局へ提出を義務づける等の決定は前述の憲法二十条の解釈からも疑義があり、この件については既に本会ではさる二月十四日に自民党執行部にその撤回を申し入れました。

かように宗教法人に対する変革課題は山積している現状に於いて行政への対応機関としての全日本仏教会の果たす責務は従来になく重大なものがあります。

本会の当面の課題としては長年に亘るルンビニー園マヤ堂の復興を年度内に実現させることと共に本会の機構・制度を現代社会に対応でき、加盟団体のより一層の御協力と結束がはかれるよう改正を急ぐことにあります。各位より本会への積極的な御提言を頂き、仏教会の存在と使命を社会に宣布することに意欲をもやし行動していくことを決意し、各位の御指導と御協力を切願ひ就任の挨拶といたします。

第22期全日本仏教会 各種委員会の新委員

税務委員会委員

- 有田 恵宗 (曹洞宗)
- 松永 雨田 (浄土真宗本願寺派)
- 関根 良孝 (真宗大谷派)
- 北山 宏明 (浄土宗)
- 星 光喩 (日蓮宗)
- 安芸 昌憲 (高野山真言宗)
- 本多 道一 (臨濟宗妙心寺派)
- 植田 恵秀 (天台宗)
- 芙蓉 良英 (真言宗智山派)
- 浅井 侃雄 (真言宗豊山派)
- 金子 泰嶽 (埼玉県仏教会)
- 清水 義道 (東京都仏教連合会)
- 齋藤 隆法 (神奈川県仏教会)
- 羽生 雅則 (弁護士)
- 社本 公一 (公認会計士)

同和委員会委員

- 柚木 祖元 (曹洞宗)
- 田中 郁朗 (浄土真宗本願寺派)
- 脇坂 眞 (真宗大谷派)

信教の自由に関する委員会委員

- 出口 芳演 (浄土宗)
- 前田 幸廣 (日蓮宗)
- 佐々木兼俊 (高野山真言宗)
- 大野 鉄宗 (臨濟宗妙心寺派)
- 山田 能裕 (天台宗)
- 馬場 修任 (真言宗智山派)
- 小野塚幾澄 (真言宗豊山派)
- 伊藤 襄爾 (曹洞宗)
- 伊井 智昭 (浄土真宗本願寺派)
- 下谷 泰史 (真宗大谷派)
- 野村 盛彦 (浄土宗)
- 齋藤 邦昭 (日蓮宗)
- 岩坪 眞弘 (高野山真言宗)
- 藤田 吉秋 (臨濟宗妙心寺派)
- 小川 晃勝 (天台宗)
- 小山 典勇 (真言宗智山派)
- 杉山 康信 (真言宗豊山派)
- 羽生 雅則 (弁護士)

国際委員会委員

総務委員会委員

- 山本 健善 (曹洞宗)
- 永谷 孝昭 (浄土真宗本願寺派)
- 富樫 珠徳 (真宗大谷派)
- 松涛 弘道 (浄土宗)
- 木内 隆志 (日蓮宗)
- 山花 義宥 (高野山真言宗)
- 松山 英照 (臨濟宗妙心寺派)
- 鎌田 良昭 (天台宗)
- 磯山 福正 (真言宗智山派)
- 星野 英紀 (真言宗豊山派)
- 奈良 康明
- 坂東 性純
- 小林 正道
- 阪柳 和光 (曹洞宗)
- 中山 知見 (浄土真宗本願寺派)
- 五辻 信行 (真宗大谷派)
- 藤木 雅雄 (浄土宗)
- 長谷川義彰 (日蓮宗)
- 徳富 義明 (高野山真言宗)
- 長門 義明 (臨濟宗妙心寺派)
- 大橋 良忠 (天台宗)
- 馬場 修任 (真言宗智山派)
- 中 正宣 (真言宗豊山派)

(敬称略・順不同)

お寺の実務はこうなる!!

宗教学法人法改正にもなう

一般寺院の実務要点

本会顧問弁護士 長谷川正浩

宗教学法人法が改正され、今年中には施行される。この改正によつて、一般のお寺は、具体的にどんな影響を受けるのだろうか。本会顧問弁護士の長谷川正浩師に、その注意点を指摘いただいた。

今回の改正については信教の自由に関連する改正であるにも拘らず、宗教界の意見を集約してこれを宗教学法人審議会に反映させるには余りにも時間がなすぎました。そのような手続的瑕疵とともに内容においても批判を免れない点があり、これらについては今後御宗派御宗門において十分な議論がなされ、いづれ全日本仏教会にも意見が集約されてくることでしょう。

本稿は、そういった内容ではなく改正されたことを前提にして、個々のお寺がどうゆう心構えで何を準備したら良いかということについて述べるものです。

①今まで財産目録等は作成して備えつけておくだけでよかったです、改正法施行後は

会計年度が終了してから四月以内に一定の財産目録等を所轄庁に提出しなければならなくなりました。提出しなければならなくなった書類は①財産目録のほか②役員名簿（代表役員と責任役員のみ、総代や法類とか世話人等の名簿はいりません）、③境内建物に関する書類（境内建物が借家のような場合）の三つです。④但し一会年度の収入の額が文部大臣が定める額の範囲を越える場合（一説には年間八千万円以上ともいわれています）や公益事業以外の事業（例えば収益事業や農漁業林業等）を行っている宗教学法人は収支計算書を作成して備えつけ、これを会計年度終了後四月以内に財産目録等とともに所轄庁に提出しなければなりません。会計年度が四月一日に

始まり翌年三月三十一日に終わるほとんどのお寺では、平成十年七月三十一日までに平成十年三月三十一日現在の財産目録等を出すこととなります。

かつて全日本仏教会の税務委員会で「寺院の会計事務、財務手引書（一）乃至（三）」を作り、全国各宗派のお寺に配布しましたがその（一）のなかでこれらの書類の作成の仕方が説明され、そのひな型が紹介されていますので御覧下さい。財産目録においては、土地の評価額は、固定資産税の評価額に基づいて決めます。固定資産税の評価額がない土地については近隣の宅地の評価額を参考にして決めるか、相続税の路線価を参考にして決めることになるでしょう。建物については建築業者に払った代金を参考にして決めることになるでしょうが、収益事業を行っていないお寺では減価償却する必要がありませんから、適当に決めてもよいのですが、一度決めたらむやみに変更することはできません。什物、什器備品、図書等はすべての物を記載する必要はありません。通常は法人税で減価償却しなければならぬとされている物品が二十万円以上ですから、これを基準にして二十万円以上のものを掲げておけば収益事業を行うことになったときに便利です。

②つぎに私たちのお寺で気をつけておかなければ

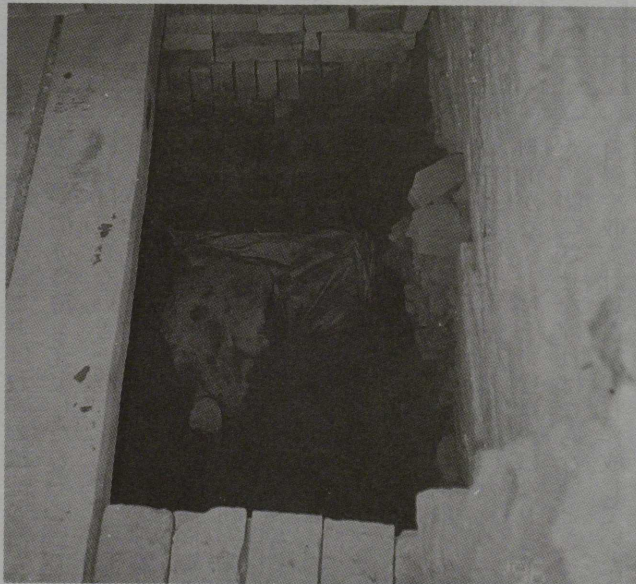
XX年度 家数〇〇寺 財産目録 (年 月 日現在)

| 資 産 | | | |
|----------|-----|-------------------|-----|
| 区分及び種類 | 数 量 | 評 価 額 | 備 考 |
| | | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 1, 特別財産 | | | |
| (1) 宝 物 | | | |
| (2) 什 物 | | | |
| 2, 基本財産 | | | |
| (1) 土 地 | | | |
| (2) 建 物 | | | |
| (3) 有価証券 | | | |
| (4) 預貯金 | | | |
| 3, 普通財産 | | | |
| (1) 土 地 | | | |
| (2) 建 物 | | | |
| (3) 有価証券 | | | |
| (4) 預貯金 | | | |
| (5) 車両等 | | | |
| (6) 什器備品 | | | |
| (7) 図 書 | | | |
| (8) 現 金 | | | |
| 4, その他 | | | |
| (1) 貸付金 | | | |
| (2) 前払金 | | | |
| 資 産 合 計 | | | |

| 負 債 | | | |
|-------------|-----|-------------------|--|
| 区分及び種類 | 金 額 | 備 考 | |
| | | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 | |
| 1, 借 入 金 | | | |
| (1) 長期借入金 | | | |
| (2) 短期借入金 | | | |
| 2, 未 払 金 | | | |
| 3, 引 当 金 | | | |
| 負 債 合 計 | | | |
| 正味財産(資産-負債) | | | |

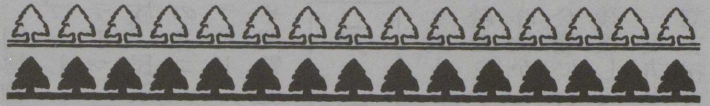
ればならないことはお寺の檀徒名簿(門徒名簿)や信徒名簿を充実したものにしておかなければならないということです。今回の改正で「信者その他の利害関係人」から請求があった場合には「備え付け帳簿」を閲覧させなければならなくなりました。「利害関係人」の中には包括法人である御宗派御宗門、債権者や保証人が含まれますが「信者」の概念は極めてあいまいですからお寺の方できちんと定めておきませんと紛争のともになります。もともと閲覧を請求できる「信者その他の利害関係人」は「正当な利益」があり「不当な目的がない」場合でなければなりません。また、閲覧させなければならぬときでも財産目録や収支計算書(但し作成していたり作成が義務づけられている場合のみ)のもとになった伝票や総勘定元帳は閲覧させる必要はありません。みせるのは宗教法人法二五条二項に掲げられているつぎの書類のみです。①規則及び認証書、②役員名簿(代表役員と責任役員のみ)、③財産目録、④収支計算書(作成、備え付けを義務づけられている場合のみ)、⑤貸借対照表(任意作成している場合のみ)、⑥責任役員会等の議事録と事務処理簿、⑦公益事業や公益事業以外の事業を行っているときは、その事業に関する書類。

ルンビニー園マヤ堂の現況



最深部から発見された自然石↑
マヤ堂発掘現場を視察するビレンドラ国王夫妻→





ルンビニー現地では発掘された出土品の数々も公開された



2月4日の記者発表でメッセージを発表するデウバ首相



第5回 同和推進 担当者連絡会

さる二月八日、第五回同和推進担当者連絡会が、大阪市浪速区の大阪人権博物館（リバティおおさか）を会場に、二十四名の参加者を得て行われた。今回の連絡会は、一時より同博物館を見学し、引き続き問題提起・質疑応答を行った。

同博物館は昨年十二月にリニューアルオープンし、「人権から見た日本社会」との統一テーマに基づき、被差別部落と身分、性と家族、民族と列島の南北、身体文化と環境などの各コーナーの常設展示をはじめ、マルチスライドによる映像展示室、二七五席のホールや閲覧室を備えている。

アーユスセミナー開催さる

アーユスⅡ仏教国際協力ネットワークの連続セミナー「アーユス寺子屋市民講座」が、昨秋から四回にわたって東京・港区の寺院を会場に行われた。この連続セミナーは本会が後援しており、各回のテーマは、第一回（十一月九日、観智院）が、バングラデシュの自立支援。第二回（十二月十四日、観智院）

事務局録事

一三月一

八日 局内会議

十二日 国際委員会

十四日 ルンビニー委員会

法律相談室

十五日 局内会議

「日宗連」理事会

二十七日 理事会

二十八日 法律相談室

哀 悼

小池義人師

二月十二日、七十五歳で死去

真言宗須磨寺派管長

が、パレスチナの和平と障害児の問題。第三回（一月二十五日、光明寺）が、マレーシアの森林破壊。第四回（二月八日、金地院）が、滞日外国人の人権と信仰の問題。いずれも小人数ながら具体的に実践的な内容であった。なお、アーユスでは今後も各種のセミナーを随時開催する予定。また、講師の派遣も行うとのこと。詳細は〒135東京都江東区清澄三ー四ー二十二 TEL〇三ー三八二〇ー五八三一 アーユス事務局まで。

花まつりポスター

本会ではご覧のポスターを頒布しております。明るい春の野に静かに立って、天と地を指すお釈迦さまのお姿は、見る人のところに安らぎを与えることと思います。地域仏教会、幼稚園・保育園などで広くご利用ください。

◎タテ75cm×ヨコ52cm ◎多色刷

◎1枚 100円（送料実費ご負担ください）

◎なるべく早目にお申し込みください。間際のお申し込みですと4月8日に間に合わないことがあります。

全日本仏教会 花まつりポスター係

* 4月8日はお釈迦さまのお誕生日

花まつり

